

令和5年

第7回 南魚沼市農業委員会総会会議録

日 時 令和5年7月20日 午前9時00分～
場 所 南魚沼市役所大和庁舎（旧議場）
招集者 南魚沼市市長 林 茂男

- 日程 1 市長総会招集挨拶
- 日程 2 仮議長選出
- 日程 3 開会
- 日程 4 仮議席の指定
- 日程 5 農業委員紹介
- 日程 6 選挙第1号 会長選挙について
- 日程 7 選挙第2号 会長職務代理選挙について
- 日程 8 議席の決定
- 日程 9 会期の決定
- 日程 10 会議録署名委員の指名について(1番青木 日出男委員、2番田邊 浩委員)
- 日程 11 第1号議案 南魚沼市農地利用最適化推進委員の選任について
- 日程 12 農地利用最適化推進委委員の議席の決定について
- 日程 13 農業委員及び農地利用最適化推進委員の自己紹介並びに事務局職員の紹介
- 日程 14 第2号議案 南魚沼市農業委員会特別委員会委員の選任について
- 日程 15 第3号議案 南魚沼市都市計画審議会委員の選任について
- 日程 16 第4号議案 南魚沼市国民健康保険運営協議会委員の選任について
- 日程 17 第5号議案 南魚沼市健康まちづくり食育推進会議委員の選任について
- 日程 18 第6号議案 農地移動適正化あっせん委員担当地区の指名について
- 日程 19 第7号議案 南魚沼市農業委員会幹事会委員の選任について
- 日程 20 第8号議案 一般社団法人 新潟県農業会議会員の指名について
- 日程 21 第1号報告 南魚沼市農業委員会特別委員会委員長、副委員長の選任について
- 日程 22 第2号報告 南魚沼市農業委員会幹事長、副幹事長の選任について
- 日程 23 協議第1号 農業者年金加入推進部長の選任について
- 日程 24 諸般の報告 : 別紙のとおり
- 日程 25 第3号報告 農地法の規定に基づく届出の報告について
- 日程 26 第9号議案 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程 27 第10号議案 農地法第5条の規定による許可申請について

- 日程 28 第 11 号議案 農用地利用集積計画（案）について
- 日程 29 協議第 2 号 農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について
- 日程 30 協議第 3 号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の見直しについて
- 日程 31 その他

- 令和5年7月20日(木)
 - ・農業委員会顔合わせ会 18:00～
【浦佐 たもん荘】 <全員>

- 令和5年8月8日(火)
 - ・農業委員会中越協議会総会 15:00～
【長岡市 ながおか市民センター】 <会長・事務局長>

- 令和5年8月10日(木)
 - ・新規農業委員・推進委員研修会 13:30～
【南魚沼市 南魚沼市ふれ愛支援センター】 <新規委員>

- 令和5年8月17日(木) 10:30～
 - ・第88回常設審議委員会
【新潟市 JA新潟ビル】 <会長>

- 令和5年8月23日(水) 13:30～
 - ・市町村農業委員会代表者研修会
【新潟市 新潟市江南区文化会館】 <委員15人・事務局長>

- 令和5年8月25日(金)
 - ・第8回農業委員会総会
【大和庁舎 旧議場】 <全員>

出席委員は次のとおりである。

1 番	青木 日出男	2 番	田邊 浩	3 番	樋口 隆
4 番	小幡 武重	5 番	関 昭夫	6 番	上村 哲
7 番	小林 憲一	8 番	中俣 渉	9 番	佐々木 大輔
10 番	西野 徳光	11 番	宮田 京子	12 番	荒川 敦
13 番	篠田 猛			15 番	山崎 輝代
16 番	高橋 宏	17 番	大平 泰弘	18 番	原澤 眞
19 番	並木 孝夫				
推 1 番	桑原 宏太	推 2 番	松田 伸児	推 3 番	飯酒盃 大祐
推 4 番	山田 利広	推 5 番	笛木 正計	推 6 番	関 佐智
推 7 番	小林 久雄	推 8 番	星野 覚雄	推 9 番	阿部 勉
推 10 番	山岸 健一	推 11 番	宮崎 実	推 12 番	林 幸次
推 13 番	小杉 進	推 14 番	片桐 健二	推 15 番	関 晃
		推 17 番	長谷川 政一	推 18 番	勝又 信行
推 19 番	志太 要一	推 20 番	櫻井 隆	推 21 番	高村 英男
推 22 番	井口 博	推 23 番	水澤 利徳	推 24 番	牛木 友哉

欠席委員は 2 名である。

14 番	片桐 京	推 16 番	島田 徳敏
------	------	--------	-------

遅刻委員はなしである。

早退委員はなしである。

傍聴者はなしである。

事務局員は次のとおりである。

農業委員会事務局長	古藤 健一	農地係係長	一之谷浩太郎
農地係主事	宮下 悠紀	農地係主事	田村 萌

(農業委員は仮議席、市長は市長席に着席)

(9時00分開会)

局長

農業委員会事務局長の古藤と申します。皆様にはこれから何かとお世話になりますが、よろしく願いいたします。

出席状況の報告をいたします。

本日は、急遽欠席の方が1名いらっしゃいます。従いまして、本日の出席農業委員は18名です。

なお、改選後の初総会ですので、招集者である市長から挨拶をお願いしております。その後、南魚沼市農業員会総会会議規則第5条第3項の規定による議長の職務を代理する仮議長の選出を、市長からお願いいたします。

では市長、よろしく願いいたします。

日程1 市長総会招集挨拶

市長

改めましておはようございます。市長の林茂男でございます。この議場に入ったとき、普段とは少し違う雰囲気を感じました。市内で一番古い議場は六日町の議場なのですが、こちらの方も素晴らしいですね。ですので、本日は少し違う面持ちでやらせていただこうと思っております。

まず、日頃より皆様方から様々な市政に対し、色々などころでご尽力をいただきましてありがとうございます。本日は農業委員会さんの改選後初の総会があるということ、先般行われた議会では、皆様お一人おひとりの議決を取らせていただきました。そこで、また皆様にご活躍いただくことになりました。今日はその辞令交付ということで、ありがとうございます。

農地利用最適化推進委員が新設されてからの年数、これがちょうど私の市長としての在職年数とほぼ同じです。私が市長になって1年に満たないころに初めて新制度での改選が行われ、今回で新制度での改選は3回目ということでございます。また皆様と仕事ができることを大変うれしく思っていますし、今日は新しい農業委員の方もおられるかと思っております。それぞれ緊張もあるとは思いますが、農業委員は地域農業を支えるうえで大変重要な立場であり、加え

まして、私個人といたしましては、地域の実情をよく知る人という立場としても非常にいろいろなところで学びの多いものなのではないかと思っております。ですから、皆様にはぜひ市民として、また農業者としての視点から広く皆様のご経験をこの会の中で生かしていただければそれ以上に勝るものはありません。ご期待をしておりますので、どうかよろしく願いいたします。

話は変わりますが、農地集積が南魚沼市の耕地面積 6,400ha に対して 3,861ha ということで、これは率にすると 60.2% の集積率とのことです。この制度になってから本当にそういう意味でも進んできているのではないかと思います。実は私も農業青年でありました。父を早くに亡くしましたので、農業は若い時分からやっておりました。そのころの話ですが、父がどうしてもと外側に農地を求めた時期がありました。当時と今とでは時代が違いましたので、水見だけでも 2 時間かかりましたし、いろいろな機械を動かし、その大変さも経験してきたつもりであります。それに、昼間の作業が特にそうだったのですが、当時は周りを見渡しても私より若い方はお見かけしませんでした。ですが、今は「農／KNOW THE FUTURE」という若い方の頑張りや、ふるさと納税の好調ぶりも含めていろいろなことが変わってきていると感じます。特にその流れの下支えになっているのが、皆様をはじめ農業の先輩方が怠ることなくされてきた農地集積や、次の世代への準備だと思えます。この成果が農地の集積率 60.2%、国は集積率 90% を求めている、その過程ということではありますが、本来は釈迦に説法、私から言うことではありません。ただ、そういったところの下支えが土地改良事業などの集約化に向けた活動につながり、そして地域の農業を将来にわたって継続的かつ持続可能なものにしていくのではなかろうかと考えております。皆様の活躍をまたさらに、農地利用も含めまして、これは農業委員として農地集積に関わるという立場でもありますし、農業者の一人として農地を適正に利用するという立場でもありますが、皆様からのご活躍をお願いしたいと思っております。

皆様の任期中にあたる令和 7 年 4 月には、農業経営基盤

強化促進法の改正による農地の貸借や売買の大幅な制度変更という節目もあります。私も一緒に勉強させていただき、皆様と同じように地域農業を支えたいという気持ちで頑張らせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。いずれにしましても将来に残る大きな活動になりますので、重ね重ねお願い申し上げまして、私からの期待と活動に対する敬意の挨拶に代えさせていただきます。本日は本当にありがとうございます。よろしく願いいたします。

(挨拶後、市長は議長席に着席)

それでは先ほどの説明にありました仮議長が決まるまで、暫時務めさせていただきます。よろしく願いします。

日程2 仮議長選出

市 長

それでは、仮議長の選出を行います。選出の方法につきましては、会議規則で互選となっております。しかし、南魚沼市農業委員会の従前の例によりますと、最年長委員が仮議長に就任しております。

このことから、最年長委員を仮議長に指名することにいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

ご異議がないようですので、最年長委員を仮議長に指名いたします。

本日ご出席の最年長委員は小林憲一委員ですので、小林憲一委員を仮議長に指名いたします。それでは、小林仮議長と交代いたします。

(市長は市長席へ、仮議長は議長席に着席)

仮 議 長

この後、公務のために市長が退席されますので、よろし

くお願いいたします。

(市長退席)

それでは一言挨拶をさせていただきます。今ほど年長者として仮議長に選出されて戸惑っておりますが、皆様のご協力をいただきながらスムーズに進行させていただきたいと思っておりますので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

日程3 開会

仮議長

日程3 開会ということで、ただいまより令和5年南魚沼市農業委員会第7回総会を開催いたします。本日の出席委員数は先ほど事務局から報告があった通り18名であり、南魚沼市農業委員会総会会議規則第7条の規定により、総会は成立しております。

日程4 仮議席の指定

仮議長

日程4 仮議席の指定を行います。仮議席は皆様が今着席されている席といたします。

日程5 農業委員紹介

仮議長

日程5 農業委員紹介を行います。事務局よろしく願います。古藤局長。

古藤局長

事務局の古藤です。農業委員の紹介についてですが、皆様に配布しております農業委員名簿をもって紹介に代えさせていただきます。なお、後ほど日程13において推進委員がお揃いになった段階で、自己紹介という形でご挨拶いただきたいと思います。事務局もその際に紹介させていただきます。以上です。

仮議長

以上で事務局による農業委員紹介を終わります。

日程6 選挙第1号 会長選挙について

仮議長

日程6 選挙第1号 会長選挙についてを議題といたします。

農業委員会等に関する法律第5条第2項により、会長は委員が互選した者をもって充てるとなっております。会長の選出について、事務局の説明を求めます。古藤局長。

古藤局長

南魚沼市農業委員会互選規定において、会長等の選出方法には、選挙による場合と指名推薦による場合の2通りがございます。

まず、投票による互選の場合ですが、会長等に立候補の意欲がある者は、仮議長に立候補の意思表示を行います。

立候補者は推薦人1人を必要とし、推薦人が候補者を推薦します。立候補者が2名以上の場合は投票により当選人を決定します。投票の方法は単記無記名方式とし、その結果投票数が同数であった場合はくじにより決定します。

次に指名推薦による互選の場合ですが、仮議長が指名推薦とすることを総会に諮り、異議がない場合は指名推薦を行います。仮議長は会長職等に意欲のある者の意思を確認して総会に諮り、出席者全員の同意があった者を当選人とします。以上です。

仮議長

ただいま事務局から説明のあった選出の方法について、質疑を行います。

(質問、意見なし)

質疑なしと認めます。

ここで暫時休憩とし、休憩中に全員協議会を行います。

(9時15分休憩)

仮議長

休憩前に引き続き、議事を再開いたします。

(9時20分再開)

仮 議 長

選出の方法については指名推薦にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。

したがいまして、選出の方法は指名推薦と決定しました。

先ほど、南魚沼市農業委員会会長に意欲のある者を確認しましたところ、並木孝夫委員1名でしたので、並木孝夫委員を指名します。

お諮りします。

ただいま仮議長が指名した並木孝夫委員を、南魚沼市農業委員会会長の当選人とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。

したがいまして、ただいま指名しました並木孝夫委員が南魚沼市農業委員会会長に当選しました。

当選された並木孝夫委員が議場におられますので、あらためて会長当選の告知をします。

それでは、ただいまより会長に当選されました並木孝夫委員のご挨拶をお願いいたします。

19 番並木委員

このたび、皆様からのご同意をいただきまして、2期目の会長職を務めさせていただくことになりました。

力不足とは十分承知しておりますが、皆様からのご協力をよろしくお願いいたします。

仮 議 長

会長は、南魚沼市農業委員会総会会議規則第5条により、総会の議長となることになっていきますので、会長と議長を交代いたします。会長は議長席へのご移動をお願いいたします。

これにより、私の仮議長の職務はすべて終了しました。

ご協力ありがとうございました。

(並木会長は議長席へ、小林委員は委員席に着席)

議長

それでは引き続き、議事を進めさせていただきます。

日程7 選挙第2号 会長職務代理選挙について

議長

日程7 選挙第2号 会長職務代理選挙についてを議題といたします。

農業委員会等に関する法律第5条第5項により、会長職務代理は委員が互選した者をもって充てるとなっています。会長職務代理の選出について、事務局の説明を求めます。古藤局長。

古藤局長

それでは説明いたします。

先ほどの会長の互選と同様で、投票による互選と指名推薦による互選の2通りございます。

詳しい手順につきましては、先ほど説明しましたとおりですので省略させていただきます。以上です。

議長

ただいま事務局から説明のあった選出方法について、質疑を行います。

(質問、意見なし)

質疑なしと認めます。

暫時休憩とし、休憩中に全員協議会を開催します。

(9時25分休憩)

議長

休憩前に引き続き、議事を再開いたします。

(9時30分再開)

議長

選出の方法については、指名推薦にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。

したがいまして、選出の方法は指名推薦に決定しました。

先ほど、南魚沼市農業委員会会長職務代理に意欲がある者を確認しましたところ、原澤眞委員1名でしたので、原澤眞委員を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名した原澤眞委員を南魚沼市農業委員会会長職務代理の当選人とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。

したがいまして、ただいま指名をしました原澤眞委員が南魚沼市農業委員会会長職務代理に当選しました。

当選されました原澤眞委員が議場におられますので、改めて会長職務代理当選の告知をいたします。

それでは、会長職務代理に当選されました原澤眞委員よりご挨拶をお願いいたします。

18 番原澤委員

本日より会長職務代理を務めさせていただき原澤眞です。地域の代表という農業委員の基本を忘れずに、地域農業の発展と南魚沼市農業委員会のなすべき職務を任期が終わるまで精一杯務めさせていただきたいと思っております。よろしくをお願いいたします。

日程8 議席の決定

議長

日程8 議席の決定を議題といたします。

議席は南魚沼市農業委員会総会会議規則第8条により、農業委員の経験年数及び年齢を考慮し、会長が決定しました。事務局、お願いします。古藤局長。

古藤局長

開会前に配布しました座席表のとおりで、皆様が座っておられるその席となります。以上です。

議長

事務局長の説明のとおりでご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、議席は事務局長の説明の通りとします。

日程9 会期の決定

議長

日程9 会期の決定についてを議題といたします。
会期は本日1日とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、会期は本日1日と決定しました。

日程10 会議録署名委員の指名について

議長

日程10 会議録署名委員の指名についてを議題といたします。

会議録署名委員は議長が指名することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、議席番号1番青木日出男委員、議席番号2番田邊浩委員を指名します。

日程11 第1号議案 南魚沼市農地利用最適化推進委員の選任について

議長

日程11 第1号議案 南魚沼市農地利用最適化推進委員の選任についてを議題といたします。事務局の説明を求め

古藤局長

ます。古藤局長。

(第1号議案朗読)

5ページをご覧ください。旧村を1つの地区とし、計12地区からそれぞれ2名を選出するもので、合計で24名おられます。

選出についてですが、令和5年3月1日から3月31日まで公募推薦を行い、4月25日に前農業委員さんから選出された評価委員会の中で推進委員さんを選考してもらいました。その結果、十分見識があり、推進委員をお願いしたいとなった結果を踏まえ、議案としてあげさせていただきました。以上です。

議長

ただいまの説明について質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。

お諮りをいたします。

第1号議案 南魚沼市農地利用最適化推進委員の選任については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、第1号議案はすべて承認されました。

議長

暫時休憩といたします。

(9時30分休憩)

議長

(最適化推進委員着席)

休憩前に引き続き、議事を再開いたします。

(9時45分再開)

日程12 農地利用最適化推進委員議席の決定について

議長

日程12 農地利用最適化推進委員議席の決定についてを議題といたします。

最適化推進委員の経験年数及び年齢を考慮して会長が決定をいたしました。事務局より発表をお願いします。古藤局長。

古藤局長

配布しました座席表のとおりで、皆様が座っておられるその席となります。以上です。

日程13 農業委員及び農地利用最適化推進委員の自己紹介並びに事務局職員の紹介

議長

日程13 農業委員及び農地利用最適化推進委員の自己紹介並びに事務局職員の紹介を議題といたします。まず、農業委員の議席番号順、次に農地利用最適化推進委員の議席番号順で登壇のうえ、自己紹介をお願いいたします。

(各委員自己紹介)

(事務局職員自己紹介)

それぞれありがとうございました。

議長

暫時休憩といたします。

(10時10分休憩)

議長

休憩前に引き続き、議事を再開いたします。

(10時30分再開)

日程14 第2号議案 南魚沼市農業委員会特別委員会委員の選任について

議 長

日程 15 第 3 号議案 南魚沼市都市計画審議会委員の選任について

日程 16 第 4 号議案 南魚沼市国民健康保険運営協議会委員の選任について

日程 17 第 5 号議案 南魚沼市健康まちづくり食育推進会議委員の選任について

日程 18 第 6 号議案 農地移動適正化あっせん委員担当地区の指名について

日程 19 第 7 号議案 南魚沼市農業委員会幹事会委員の選任について

日程 14 第 2 号議案 南魚沼市農業委員会特別委員会委員の選任について

日程 15 第 3 号議案 南魚沼市都市計画審議会委員の選任について

日程 16 第 4 号議案 南魚沼市国民健康保険運営協議会委員の選任について

日程 17 第 5 号議案 南魚沼市健康まちづくり食育推進会議委員の選任について

日程 18 第 6 号議案 農地移動適正化あっせん委員担当地区の指名について

日程 19 第 7 号議案 南魚沼市農業委員会幹事会委員の選任について

以上の 6 件を一括議題といたします。

ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。

暫時休憩とし、休憩中に全員協議会を開催します。

(10 時 31 分休憩)

議 長

休憩前に引き続き、議事を再開いたします。

(10 時 40 分再開)

議 長

全員協議会にて決めていただきました件につきまして、

古藤局長

事務局から報告をお願いします。古藤局長。

第2号議案から順次結果を報告させていただきます。

議案書の6-9ページとただいまお配りした「農業委員名簿・最適化推進委員名簿」をご覧ください。

委員さんの名前の右側に特別委員会、各部会の所属欄の該当するところに丸がついています。丸にもいくつか種類がありまして、二重丸は委員長、黒丸は副委員長、普通の丸は委員となります。よろしくお願いいたします。

次に、3号議案です。10ページをご覧ください。

南魚沼市都市計画審議会委員の選任についてですが、これにつきましては、先ほど選任をいただきました会長の並木孝夫委員にお願いしたいと思います。

第4号議案に移ります。11ページをご覧ください。南魚沼市国民健康保険運営協議会委員の選任についてですが、推進委員23番水澤利徳委員にお願いしたいと思います。

第5号議案に移ります。12ページをご覧ください。南魚沼市健康まちづくり食育推進会議委員の選任についてですが、農業委員14番片桐京委員にお願いしたいと思います。

第6号議案です。農地移動適正化あっせん委員担当地区については、議案書の13-16ページの内容ですが、こちらはお配りした別紙の一覧表をもって説明に代えさせていただきます。

第7号議案です。南魚沼市農業委員会幹事会委員の選任については、議案書17ページの内容ですが、こちらは先ほどお配りした南魚沼市農業委員会名簿の表をもって説明に代えさせていただきます。

説明については以上です。

議長

日程14 第2号議案 南魚沼市農業委員会特別委員会委員の選任について

日程15 第3号議案 南魚沼市都市計画審議会委員の選任について

日程16 第4号議案 南魚沼市国民健康保険運営協議会委員の選任について

日程17 第5号議案 南魚沼市健康まちづくり食育推進

会議委員の選任について

日程 18 第 6 号議案 農地移動適正化あっせん委員担当地区について

日程 19 第 7 号議案 南魚沼市農業委員会幹事会委員の選任についての 6 件は配布のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。よって 6 議案は配布のとおり決定しました。

日程 20 第 8 号議案 一般社団法人新潟県農業会議会員の指名について

議 長

日程 20 第 8 号議案 一般社団法人新潟県農業会議会員の指名についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。古藤局長。

古藤局長

一般社団法人新潟県農業会議の会員は、普通会员と賛助会員で構成され、普通会员たる資格を有する者は、同農業会議の目的及び業務に賛同する個人であって、県内の市町村に置かれる農業委員会長または当該農業委員会が指名した委員であると、同農業会議の定款第 6 条に規定されております。役員の指名について、審議のほどをよろしく願います。

議 長

ただいまの事務局の説明について、質疑を行います。

(質問、意見なし)

ただいまの説明のとおり、新潟県農業会議の普通会员は、農業委員会長または当該農業委員が指名した委員とされておりますが、いかがいたしましょうか。農業委員 18 番原澤委員。

18 番原澤委員

並木会長を推薦いたします。

議 長

ほかにご発言はありませんか。無ければこれで打ち切り
にします。

(質問、意見なし)

それではお諮りします。会長の並木を新潟県農業会議の
会員とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、会長の並木を新潟県農業会議の会員と
することに決定いたします。

日程 21 第 1 号報告 南魚沼市農業委員会特別委員会委
員長、副委員長の選任について

日程 22 第 2 号報告 南魚沼市農業委員会幹事長、副幹
事長の選任について

日程 23 協議第 1 号 農業者年金加入推進部長の選任に
ついて

議 長

日程 21 第 1 号報告 南魚沼市農業委員会特別委員会委
員長、副委員長の選任について

日程 22 第 2 号報告 南魚沼市農業委員会幹事長、副幹
事長の選任について

日程 23 協議第 1 号 農業者年金加入推進部長の選任に
ついてをあわせてご報告いたします。事務局から報告をお
願いします。古藤局長。

古藤局長

議案書 19 ページをご覧ください。

(第 1 号報告朗読)

これにつきまして審議した結果をご報告いたします。

農地特別委員会委員長、議席番号 16 番高橋宏委員。

農地特別委員会副委員長、推進委員 23 番水澤利徳委員。

農政特別委員会委員長、議席番号 17 番大平泰弘委員。

農政特別委員会副委員長、推進委員 22 番井口博委員。
広報特別委員会委員長、議席番号 12 番荒川敦委員。
広報特別委員会副委員長、推進委員 24 番牛木友哉委員。

引き続き議案書 20 ページをご覧ください。

(第 2 号報告朗読)

これにつきまして、審議した結果をご報告いたします。

幹事長、議席番号 13 番篠田猛委員。

副幹事長、推進委員 21 番高村英男委員。

引き続き、議案書 21 ページをご覧ください。

(協議第 1 号報告)

全員協議会での協議により、農業者年金加入推進部長を選任していただきました。

大和地区加入推進部長、議席番号 9 番佐々木大輔委員。

六日町地区加入推進部長、推進委員 16 番島田徳敏委員。

塩沢地区加入推進部長、推進委員 17 番長谷川政一委員。

以上です。

議 長

それでは、ここで各特別委員会委員長、幹事長からご挨拶をいただきたいと思います。最初に高橋農地特別委員長よりお願いいたします。

16 番高橋委員

この度農地特別委員長になりました高橋宏です。

農地特別委員会の仕事というものは皆様のご協力のおかげで進むものでありますので、どうかよろしく願いいたします。

17 番大平委員

私はずっと農地特別委員会に在籍しておりましたので、農政特別委員会の仕事を把握できていないのですが、皆様のご協力をいただきながらやっていきたいと思います。よろしく願いいたします。

12 番荒川委員

今期より広報特別委員長の任を仰せつかりました荒川です。まだ何もわかりませんが、皆様の協力のもと一所懸命に頑張っていきたいと思います。よろしく願いいたします。

	す。
13 番篠田委員	このたび幹事長を仰せつかりました。農業委員会の活動の中で円滑にやっていきたいと思えます。皆様との協力を仰ぎつつ、私なりに努力しますので、ご協力をよろしくお願いいたします。
議 長	各委員長、幹事長の皆様、ありがとうございました。 ここで暫時休憩といたします。 (11 時 13 分休憩)
議 長	休憩前に引き続き、議事を再開いたします。 (11 時 25 分再開)
議 長	ここで昼食のため休憩といたします。再開は午後 1 時といたします。 (11 時 25 分休憩)
議 長	休憩前に引き続き、議事を再開いたします。 議事に入る前に、総会初出席の委員がおりますので、それぞれの議案に先立ち、意味を説明することを了解願います。 (13 時 00 分再開)
	日程 24 諸般の報告
議 長	日程 24 諸般の報告については別紙のとおりですが、皆様の方から何かありますでしょうか。古藤局長。
古藤局長	諸般の報告の内容についてお知らせします。諸般の報告とは、総会から総会までの 1 か月の間にあったことを報告するものです。 内容については説明の必要があれば説明をしております。 今回の内容ですが、皆様方に配ってあります諸般の報告という資料の中に、「7 月 13 日第 7 回議案審議」というも

のがあるかと思えます。南魚沼市農業委員会では、転用の申請の締切を毎月5日、3条申請等その他の申請の締切を毎月10日としております。そこであがってきた申請を総会にかける議案とするのにあたり、会長、会長職務代理、農地特別委員長、農政特別委員長、事務局とで事前に内容を審査させていただきまして、そこで案件を総会にかけられるか、かけられないかを決めます。その会議が毎月18日にありまして、そこで議案がまとまりましたら召集の告示をします。そして、その次の日に議案と一緒に総会の召集の案内をお配りさせていただきます。召集の案内が出てからだいたい1週間後に総会があります。

総会までの日程はおおよそそのような感じで、そこに土日等が重なりますと、そこから遅れるような感じになりますので、よろしく願いいたします。

議長

他にございますでしょうか。無いようでしたら、私の方から7月19日(水)に開催された第87回常設審議委員会について報告させていただきます。

この常設審議委員会ですが、第8号議案で決めていただいた新潟県農業会議会員から選出された常設審議委員が出席する会議でして、今回その第87回の会議が開催されたということです。そこでは、各農業委員会からあがってきた農業会議への諮問案件が審議されます。

皆様におかれましては、そういったものがあるのだということをご理解いただきたいと思います。

他にございますでしょうか。無いようですので、諸般の報告を終了させていただきます。

日程25 第3号報告 農地法の規定に基づく届出の報告について

議長

日程25 第3号報告 農地法の規定に基づく届出の報告についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。
一之谷係長。

一之谷係長

(第3号報告朗読)

(1) 農地転用事実確認書の交付について

初総会ですので、農地転用事実確認書の交付について説明させていただきます。

農地転用事実確認書というのは、農地転用の許可を受けた後に、その土地が転用目的通りに転用されたかどうかを確認するものです。農地転用の完了後、申請者から農地転用の確認願いが提出されます。それを受けて職員が現地へ赴き、転用目的通りに工事が完了しているかどうかを確認し、完了している場合につきまして、こういう確認書を交付しております。この確認書をお持ちになったうえで、地目の登記を農地から農地外とするまでが一連の流れとなっております。

それでは、24 ページをご覧ください。前回総会以降 11 件の事実確認書を交付しています。いずれも転用目的どおり完成しています。

(2) 農地法第 18 条第 6 項の賃貸借の解約通知について

農地法第 18 条第 6 項による解約書とは、農地法の許可を得て賃貸借契約を結んでいた農地を、何らかの理由のために合意を得て契約期間中に解約した場合に出していただくものです。

27 ページをご覧ください。こちらは 7 件です。

1 番、茗荷沢、浦佐の田 3 筆で、賃貸人が自作をするための解約です。

2 番、青木新田の田 1 筆で、所有者の都合による解約です。こちらの農地は後ほど転用の手続きがされる予定です。

3 番、吉里の田 1 筆で、基盤整備事業のための解約です。解約後の予定は未定とのことです。

4 番、5 番は同じ借受人の方の案件です。

4 番、南田中の田 4 筆で、借受人の都合による解約です。後ほど利用権の設定があがってきます。

5 番、南田中の田 2 筆、借受人の都合による解約です。後ほど利用権の設定があがってきます。

6 番、大沢の畑 1 筆、借受人の都合による解約です。後ほど 3 条申請があがってきます。

7番、大沢の畑1筆、借受人の都合による解約です。解約後の予定は未定です。

(3) 農地法の適用を受けない事実確認について

こちらがいわゆる非農地証明といわれるものです。

農地法施行以前に農地で無くなり、登記は農地なのに対して現況が農地外になっている土地や、長年耕作放棄されたことにより、農地としての利用が困難な土地などに対して、農地法における農地から外れていることを証明するものです。非農地証明が出た後に登記地目を農地から農地外にさせていただきます。

30ページをご覧ください。こちらは1件です。

1番、雲洞の登記畑、現況雑種地の1筆2,035㎡です。資料は1-2ページをご覧ください。こちらは所有者が高齢になり、畑としての維持管理ができなくなったことで耕作放棄地化した土地で、農地でなくなったのは平成15年11月30日とのことです。現地は7月4日に前委員の林昭彦さんからご確認いただいております。

第3号報告については以上です。

議長

ただいまの報告につきまして質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので第3号報告を終了させていただきます。

日程26 第9号議案 農地法第3条の規定による許可申請について

議長

日程26 第9号議案 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。一之谷係長。

一之谷係長

(第9号議案朗読)

農地法第3条の許可について説明をさせていただきます

す。

農地について、耕作目的で所有権を移転する、もしくは、耕作権や貸借契約の許可を受けるための申請となっております。なお、この農地法3条の許可を受けない農地の売買や貸借は、お互いに契約を結んでいたとしても無効となります。また、農地法3条の許可申請にはいくつか許可要件がありまして、代表的なものを挙げると、農地のすべてを効率的に利用することや、主要な農作業に常時従事することが挙げられます。昨年までは下限面積要件というものがありまして、農地の取得には一定の経営面積が必要だったのですが、農地法の改正を受けまして、令和5年4月より下限面積が撤廃されました。

32 ページをご覧ください。今月の申請は9件です。

70番、雷土の田1筆1,338㎡、売買による所有権移転です。対価は㎡あたり598円で、申請理由は経営規模拡大のためです。こちらの農地については相分けになっておりまして、このたび隣接地を所有する譲受人が取得するという事です。また、譲受人は認定農業者ということでもあります。

71番、九日町の田2筆6,850㎡、売買による所有権移転です。対価は㎡あたり350円で、申請理由は経営規模拡大のためです。こちらの農地につきましては財産処分をしていきたいということでこの度申請に上がったもので、譲受人については、農業に常時従事している方とのことです。

72番、今町の田2筆1,722㎡、売買による所有権移転です。対価は㎡あたり300円で、申請理由は借入地を取得するためとなっております。こちらの農地は譲受人が借り受けて耕作している農地で、譲受人については認定農業者とのことです。

73番、津久野の田1筆1,414㎡、売買による所有権移転で、対価については㎡あたり2,420円で、申請理由は経営規模拡大のためです。こちらの農地につきましては、平成28年ごろに相対で土地のやり取りがあり、譲受人が仮登記をしていたのですが、今回権利関係をはっきりさせたいということで申請があがったものです。金額については当時のやり取りの中での価格ということ。また、譲受人の

方の家族には農業従事者がいらっしゃるそうです。

74 番、君帰の田畑 12 筆 2,343.72 m²、売買による所有権移転です。対価は m²あたり 34 円で、申請理由は経営規模拡大のためです。こちらの農地につきましては、作付け等はされておらず、所有者が管理していた土地ということで、対価が低く設定されております。また、譲受人は認定農業者とのことです。

75 番、六日町の田 1 筆 892 m²、売買による所有権移転です。対価は m²あたり 224 円で、申請理由は経営規模拡大のためです。こちらの農地は現況が田ということになっておりますが、実質的には畑として利用されているとのことで、取得後は自家消費野菜を作付けするとのことです。

76 番、長崎の畑 1 筆 342 m²、売買による所有権移転です。対価は m²あたり 200 円で、申請理由は経営規模拡大のためです。こちらの畑は相分けになっておりまして、隣接地を所有する譲受人が申請地と所有地を一体的に使いたいということで、このたび申請に至りました。

77 番、大沢の畑 1 筆 797 m²です。使用貸借権の設定で、期間は 10 年間です。申請理由は農業者年金受給のためです。使用貸借権の設定とは、対価が発生しない農地の貸借でありまして、通常ですと、親子間や親戚同士の間で結ばれることが多いです。こちらは貸し付けていた農地になりますが、このたびの解約に伴い、農業者年金の受給を継続するために譲受人と権利を設定するものであります。

78 番、雷土の登記宅地、現況田 2 筆 663 m²です。使用貸借権の設定で、期間は 10 年間です。申請理由は農業者年金受給のためです。こちらの農地は登記が宅地になっているように、もとは宅地だったのですが、この度申請地を田にし、現況地目の変更を行っております。そこで、農業者年金の受給を継続するために、後継者と権利を設定するものであります。また、譲受人の方は認定農業者とのことです。

以上です。

議 長

これから質疑に入りますが、その前に 74 番案件についての補足説明をお願いいたします。推進委員 24 番牛木委員。

推 24 番牛木委員

先日まで農業委員でしたので、こちらの農地についての現地確認を行っておりました。そのことについて、私の方から説明させていただきます。

74 番案件の対価が非常に安くなっている件についてですが、これらの農地はすべて山林に接続した農地ということで今現在耕作されておらず、半分以上の農地が原野と化している状態です。ですが、所有者の財産処分意向が強いということも確認しておりますし、金額についてもやむなしかというように考えております。

審議の可否を問うための判断材料としていただければと思います。

議 長

牛木委員、ありがとうございました。
それでは、質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。第 9 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、第 9 号議案はすべて承認されました。

日程 27 第 10 議案 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議 長

日程 27 第 10 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めま

宮下主事

す。宮下主事。

(第10号議案朗読)

転用の案件の説明をする前に、転用について説明させていただきます。農地転用の場合、農地法第4条申請と農地法第5条申請があります。4条申請の場合は自己所有地、自分の土地を転用する際の申請となり、5条申請の場合は自己所有地ではない、いわゆる第三者の所有地を売買や貸借によって権利を設定して転用の申請をするものです。

36ページをご覧ください。今月は7件です。

27番、浦佐の登記原野、現況畑の2筆、合計330㎡、売買による所有権移転で転用目的は一般住宅建築です。資料については3-5ページです。申請の内容ですが、現在の自宅が手狭なため、申請地を譲受け、一般住宅を建築したいというものであります。

この農地については、都市計画法で定められた用途区域内にある第3種農地となります。一般住宅適正面積の目安以内の規模であり、原則許可ということになります。

28番、今町新田の畑1筆、281㎡、売買による所有権移転で転用目的は雪処理場です。資料については6-8ページです。申請の内容ですが、申請地を譲受け、冬期間不足している住宅及び物置の堆雪スペースとして雪処理場にしたいというものであります。

この農地は集落内にある生産性の低い第2種農地ですが、集落に接続した農地を農家住宅に使用するものであり、農家住宅適正面積の目安以内の規模であるため、許可相当であると考えています。

29番、新堀新田の田1筆、94㎡、贈与による所有権移転で転用目的は宅地拡張整備です。資料については9-11ページです。申請の内容ですが、譲受人の住宅が申請地にはみ出しているため、申請地を譲受け、現況に合わせて宅地拡張整備をしたいというものであります。また、平成7年に住宅を建築した後に、申請地に建物がはみ出していることが判明したということで、申請者より始末書を提出してもらってあります。

この農地は集落内にある生産性の低い第2種農地です

が、集落に接続した農地を農家住宅に使用するものであり、農家住宅適正面積の目安以内の規模であるため、許可相当であると考えています。

30番、五日町の畑1筆、239㎡、使用貸借権の設定で、転用目的は一般住宅及びカーポート建設です。資料については12-14ページです。申請の内容ですが、子どもの成長に伴い、妻の父所有の申請地で一般住宅及びカーポートを建築したいというものであります。

この農地については、都市計画法で定められた用途区域内にある第3種農地となります。一般住宅適正面積の目安以内の規模であり、原則許可ということになります。

31番、舞台の畑1筆、42㎡、売買による所有権移転で転用目的は農機具庫敷地です。資料については15-17ページです。申請の内容ですが、申請地を譲受け、農機具庫を建築したいというものであります。また、昭和52年頃に農地法の4条届出を行い、農機具庫を建築した際、申請地に建物がはみ出していたということで、申請者より始末書を提出してもらってあります。

この農地は1種、3種農地以外で生産性の低い第2種農地ですが、農業用施設に使用するものであり、建築物の規模から計画面積は適当であり、許可相当であると考えています。

32番、宮村下新田の田1筆、17㎡、売買による所有権移転で転用目的は排水路です。資料については18-20ページです。申請の内容ですが、申請地を譲受け、居宅と作業所敷地の雨水を処理するために排水路を敷設したいというものであります。また、昭和55年に譲受人の亡くなった父が排水路を作ったということで、申請者より始末書を提出してもらってあります。

この農地は1種、3種農地以外で生産性の低い第2種農地ですが、集落に接続する農地を周辺に居住する者の日常生活上必要な排水路に使用するものであり、利用計画図から計画面積は適当であり、許可相当であると考えています。

33番、三郎丸の畑1筆、70㎡、使用貸借権の設定で転用目的は一般住宅及び雪処理場です。資料については21-23

	<p>ページです。申請の内容ですが、一般住宅増築及び雪処理場にしたいというものであります。</p> <p>この農地は集落内にある生産性の低い第2種農地ですが、集落に接続した農地を一般住宅に使用するものであり、一般住宅適正面積の目安以内の規模であり、許可相当であると考えています。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいまの説明について質疑を行います。推進委員 22 番井口博委員。</p>
推 22 番井口委員	<p>今ほどの説明の中で、31 番、32 番と工期が昭和の頃の案件に売買価格が記載されているのですが、この対価は当初の契約書に記載があったものなののでしょうか。</p>
議 長	<p>宮下主事。</p>
宮下主事	<p>31 番案件については、最近分筆された土地であり、その土地についての売買をするものですので、工事の時期は過去のものではありますが、土地の売買価格は最近決まっております。よって、こちらは通常の5条申請と同じような過程を経て金額が決定しております。</p> <p>32 番案件についてですが、こちらは譲受人の父の代にお互いで許可を得ずに売買した農地であり、登記がされていなかったということでこのたび申請に至ったものです。記載のある対価はお互いで決定した当時の価格としてうかがっているものでして、実際に当時の契約書を見て申請書に記載したのかは不明ですが、当事者双方から申し出ていただいた価格であり、問題のないものだということで議案に記載しております。</p>
議 長	<p>井口委員、それでよろしいでしょうか。</p>
推 22 番井口委員	<p>今の説明ですと、土地の売買が最近行われたものだというのでよろしいでしょうか。</p>

議 長	宮下主事。
宮下主事	31 番案件の申請地はもともと広い土地だったのですが、そこから分筆をして、家がかかっているところについて最近売買したということですので、井口委員がおっしゃった内容のとおりです。
議 長	推進委員 22 番井口委員。
推 22 番井口委員	そうであれば、こういった案件について、いつ頃に価格が決まったものなのかを記載することはできないのでしょうか。
議 長	宮下主事。
宮下主事	現在の申請書にはそれを記載する欄がありませんので、申請書を受け取る際に聞き取ることで議案への記載が可能になるかもしれませんが、場合によっては聞き取りができないことも考えられますので、できる範囲での記載になってくるかと思われまます。
議 長	推進委員 22 番井口委員。
推 22 番井口委員	32 番案件については、お互いのお話し合いから出てきた価格ということですが、その程度の情報で載せてもよいものなのでしょうか。 私が考えるに、正確な情報がわからないのならわからないで、対価は不詳としていただいた方がわかりやすいと思います。なぜ何年も前の価格がはっきりと出てくるのかが疑問に思い、確認させていただきました。対価の記載を見直す必要があるのではないのでしょうか。
議 長	一之谷係長。
一之谷係長	先ほど担当からの説明があった通りで、申請書には金額を記載する欄がありますので、申請する際にはなるべく書

	<p>いていただくようにしています。ですので、許可の可否に関わってくることはありませんが、申請書に記載のある項目については、なるべく書いていただくようお願いをしている中で記載していただいたものですので、ご理解いただきますようお願いいたします。</p>
議 長	<p>井口委員、よろしいでしょうか。</p>
推 22 番井口委員	<p>あまり納得はいかないですが、そういうことで理解しました。</p>
議 長	<p>ほかにございますでしょうか。農業委員 10 番西野徳光委員。</p>
10 番西野委員	<p>今の説明の中で、過去の売買の話が出てきましたが、これは 5 条ですので、農地である以上過去の売買には効力がありません。今日ここで審議をして、許可になったら効力が発生するので、過去の金額のことを言っても意味がないのではないのでしょうか。</p>
議 長	<p>一之谷係長。</p>
一之谷係長	<p>過去の金額を書いても意味がない、というのは確かにその通りだと思います。ただ、金額を書いてもらうか否かと考えたときに、やはり書いていただいた方がよいのではないかと考えております。書くことによって不都合があれば話は別なのかもしれませんが、申請書の記載項目にある以上、書いていただくということでよろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>現行の通りでよろしいでしょうか。推進委員 22 番井口委員。</p>
推 22 番井口委員	<p>農業委員の皆様方で一度検討していただければと思います。</p>

議 長

一度役員と事務局とで話し合ってみようと思います。

ほかにございますでしょうか。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。第10号議案については原案の通り承認するにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、第10号議案はすべて承認されました。

日程 28 第 11 号議案 農用地利用集積計画 (案) について

議 長

日程 28 第 11 号議案 農用地利用集積計画 (案) についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。一之谷係長。

一之谷係長

(第 11 号議案朗読)

議案の説明に入る前に農用地利用集積計画について説明いたします。

農地を農地として利用する場合の所有権の移転や貸借には、先ほど皆様から第9号議案で審議していただいたように農地法第3条の許可が必要です。しかし、それとは別に農地の所有権の移転や貸借をすることができまして、その一つが農用地利用集積計画です。

違いとしましては、農地法第3条は農地法に基づいているのに対し、農用地利用集積計画は農業経営基盤強化促進

法という法律に基づいております。また、この農用地利用集積計画には農地移動適正化あっせん基準というルールが設けられておりまして、申請するには申請地取得後の経営耕地が 110 a 以上必要です。

39 ページからになります。全部で 18 件です。

666 番、今町、五日町の田 5 筆、売買による所有権移転で、対価については㎡あたり 300 円です。資料については 24-25 ページで、申請理由は賃貸人との売買契約のためです。こちらは譲受人が耕作していた農地であり、あっせんの結果、耕作者との売買が成立いたしました。

667 番、竹俣新田の田 1 筆、売買による所有権移転で、対価については㎡あたり 97 円です。資料については 26 ページで、申請理由は経営規模拡大のためです。こちらはかなり前からあっせんの申出があったのですが、土地が相分け田であることや、所有者が 3 名の共有名義であることが理由で、なかなか相手が見つからずにいました。しかし、所有者側の財産処分意向が強く、どんな金額でもいいから処分したいということで、このたび隣接地の方と安い価格での売買が成立いたしました。

668 番、浦佐の田 2 筆、売買による所有権移転で、対価は㎡あたり 742 円です。資料については 27 ページで、申請理由は農地中間管理機構を通しての売買です。これは先月の借り入れ協議で審議していただいた案件でして、補足説明をいたしますと、こちらは優良農地ということで担い手の方に集積が必要な農地なのですが、面積が大きく、農林公社を通じて担い手に買い取ってもらいたいということで、所有者から農林公社へ所有権をいったん移す申請であります。これは来月以降に農林公社から担い手へ売買での所有権移転手続きがされるということです。

669 番、九日町の田 7 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 60kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

670 番、茗荷沢の登記畑、現況田 1 筆、賃借権の設定です。対価は 10 a 当たり 90kg で、申請理由は経営規模拡大のためです。

671 番、黒土新田の田 1 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 30,000 円です。申請理由は経営規模拡大のためです。

す。

672 番、美佐島の田 3 筆、賃借権の設定で、対価は総額 15,000 円です。申請理由は経営規模拡大のためです。

673 番、674 番は同じ借受人の方の案件です。

673 番、東泉田、大月、雲洞の田畑 32 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a あたり 18,000 円です。申請理由は法人化のためです。

こちらの法人さんは一般法人ということで、貸し借りのみの法人ということでもあります。内容といたしましては、農地の所有者の方が自分の経営する法人に農地を貸し付けるというものです。

674 番、大月の畑 4 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a あたり 5,000 円です。申請理由は法人化のためで、一般法人に農地を貸し付けるための申請です。

675 番、上出浦、上薬師堂の田畑 6 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a あたり 60kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

676 番、藤原の田 1 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a あたり 30,000 円です。申請理由は経営規模拡大のためです。

677 番から 681 番は同じ借受人の方の案件です。

677 番、南田中の田 4 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a あたり 60kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

678 番、南田中の田 2 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a あたり 60kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

679 番、南田中の田 1 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 60kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

680 番、南田中の田 5 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 60kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

681 番、南田中、大沢の田 4 筆、賃借権の設定で対価は 10 a あたり 60kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

682 番、関の田 3 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 90kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

683 番は賃借権の再設定となりますので、説明を省略させていただきます。以上です。

議 長

関係委員がおられます。推進委員 21 番高村英男委員の除斥を求めます。

(推 21 番高村委員退席)

42 ページ、43 ページ 677 番から 681 番案件についてのみ質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。42 ページ、43 ページ 677 番から 681 番案件については原案の通り承認するにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、677 番から 681 番案件については原案の通り承認されました。高村委員の除斥を解きます。

(推 21 番高村委員着席)

続いて、推進委員 2 番松田伸児委員の除斥を求めます。

(推 2 番松田委員退席)

42 ページ 676 番案件についてのみ質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。42 ページ 676 番案件については原案の通り承認するにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、676 番案件については原案の通り承認されました。松田委員の除斥を解きます。

(推 2 番松田委員着席)

続いて、推進委員 8 番星野委員の除斥を求めます。

(推 8 番星野委員退席)

43 ページ 683 番案件についてのみ質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。43 ページ 683 番案件については原案の通り承認するにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、683 番案件については原案の通り承認されました。星野委員の除斥を解きます。

(推 8 番星野委員着席)

それでは、先に承認された案件を除く他の案件について質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。先に承認された案件を除く他の案件については原案の通り承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、第 11 号議案は全て承認されました。

議 長 暫時休憩といたします。

(13 時 55 分休憩)

議 長 引き続き、議事を再開いたします。

(14 時 55 分再開)

日程 29 協議第 2 号 農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について

議 長 日程 29 協議第 2 号 農用地利用集積等促進計画案の意見聴取についてを議題といたします。事務局の説明をものとめます。一之谷係長。

一之谷係長 (協議第 2 号朗読)

45 ページをご覧ください。令和 5 年 7 月 13 日付で農用地利用集積等促進計画案の意見聴取の依頼がきています。こ

の農用地利用集積等促進計画案について説明させていただきます。

この農用地利用集積等促進計画は農地の貸借の一形態なのですが、農地法3条、農用地利用集積計画と違うのは、先の2つが相対契約であるのに対し、農用地利用集積等促進計画は新潟県農林公社という組織が仲介に入った契約形態ということです。具体的な形式ですが、新潟県農林公社が土地の所有者から農地を借り上げ、それを担い手に貸し付けるというものでして、新潟県農林公社が中間管理権を設定して貸借契約を行うというのが一連の流れです。

また、この農用地利用集積等促進計画案につきましては、計画を作成するにあたり、農業委員会の意見を聞くことになっておりまして、その中で意見があった場合には意見付きの書類を農業委員会から農林公社に送付し、新潟県知事から公告がされます。

それでは内容の説明に移ります。

今回の促進計画の内容としては、既存の契約について耕作者のみを変更するという申請になっております。

議案書の表をご覧ください。表の左側から見ていただきますと、利用権を移転する土地という欄にそれぞれ土地の所在、地目、面積が入っております。右側に移りますと、利用権を移転する者という欄があります。これは今まで耕作をされていた方のお名前が入ります。その横にある利用権の移転を受ける者については、新たに耕作される方のお名前が入ります。さらに右側に移りますと、利用権の種類、賃料、始期、終期、土地所有者のお名前が入ってきます。こちらの具体的な内容ですが、番号1番から56番まですべて同じような内容で、今まで耕作をしていた[黒塗り]さんから[黒塗り]さんに耕作権が移転されまして、新たに耕作権が設定されるという申請です。

以上です。

議長

ただいまの説明について、質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。協議第2号については原案の通り承認するにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、協議第2号はすべて承認されました。

日程 30 協議第3号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更について

議 長

日程 30 協議第3号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。古藤局長。

古藤局長

(協議第3号朗読)

農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想というのは、南魚沼市の10年後までの農業において、育成すべき農業経営体の目標の設定、それから農家数等の主要な農業指標などを示したもので、各種補助事業、また、資金の要件となる新規就農者や認定農業者はこの基本構想に基づいて認定されるということになっています。この構想は、新潟県による「農業経営基盤の強化促進に関する基本方針」を基として各市町村が策定するものとなっているのですが、今回県の基本方針に変更があったため、市町村の基本構想もそれに合わせて変更するものです。また、構想の変更には農業委員会の意見を聞くことが定められているため、今回議案としてあがっております。

主な変更の内容は、「人・農地プラン」が法定化され、地域計画に関する事項が新たに追加となったことによる変更で、内容の大幅な変更があるわけではなく、また、基本的

な考え方に変更が生じるものでもありません。

具体的な内容ですが、別途お配りした一覧表を参照しながらご覧ください。

52 ページです。大項目 1 の項目 2 をご覧ください。「地域計画」という文言がありますが、以前の構想にあった「人・農地プラン」から変更が生じております。また、同ページの一番下の行のカッコ書きが新たに追加されました。

55 ページに移ります。大項目 1 の項目 8 にある (1) を見ると、令和 3 年の新規就農者は 20 人とありますが、変更前は令和元年の新規就農者数について記載があったところであり、より新しい数値が記載されることになりました。

63 ページに移ります。4 行目の⑦はこの変更から新たに追加される項目です。

74 ページに移ります。大項目 4 の項目 5 にある (2) の冒頭に「地域計画」という文言があるのですが、こちらについても「人・農地プラン」から変更されたものになります。また、(3) にある「農業経営・就農支援センター」ですが、こちらは「青年農業者育成支援センター」から名称が変わっております。

最後になりますが、75 ページです。大項目 4 に項目 7 が新たに追加されております。いくつか項目がある中で、農業委員会に関連深いのが同項目内の⑤です。ご存じの方もおられると思いますが、令和 7 年 4 月より市の集積計画と中間管理機構の配分計画が一本化されます。それに伴い、農地法 3 条以外の農地の貸借契約については、農地中間管理機構を通す必要が出てきます。そのためには地域計画の策定が必要であり、その地域計画を作るには 10 年後の担い手を反映した目標地図の素案を農業委員会が作る必要があります。流れといたしましては、農業委員会が作った目標地図を基に農林課が地域計画を作り、その中で農用地利用集積等促進計画を使って契約をしていただくというものになります。現在事務局では、目標地図作成のための農業経営の意向に関するアンケートの実施に向け、事務を進めております。調査対象は 5,000 人ほどになると見込まれておりますが、その方々に農業経営を継続するのか、誰かに委

託するのかなどについて回答いただき、集計した結果をもとに製図をし、農林課にお渡しします。そして、来年度中に地域計画を策定しまして、令和7年4月から農用地利用集積等促進計画に移行するという流れになります。以上の変更について、同意すべきかどうかということで市長から協議が出ていますので、内容の審議のほどをよろしく願いいたします。

議長 　　ただいまの説明について質疑を行います。農業委員5番 関昭夫委員。

5番関委員 　　先ほどの説明について、基本構想を理解されている方には話が分かったかもしれませんが、私のように変更前の基本構想すらまだ理解できていない方もいるかと思しますので、もう少し詳細な説明をお願いします。

議長 　　古藤局長。

古藤局長 　　こちらの基本構想は前からあったものであり、県の方針を基に、市の10年間の農業経営を見据えて農業経営体の目標の設定、それから農家数等の主要な農業指標などを作成したものであり、今回の協議はその一部の変更について審議するものになります。

議長 　　農業委員5番関委員。

5番関委員 　　今局長が言われた農業経営の指標などをざっと見た中で、年間で見ると労働時間が1,800時間で400万円の所得がある経営体を目指すんだという将来像がありましたけれど、果たして経営の指標はそれに合致しているのかというのが今の説明ではわからなかったです。この構想を基にして、ここにいる農業委員、推進委員の皆様が聞き取り等をしていながら情報収集をしていくとなったときに、どこをどう説明したらいいのかわからない。事務局でアンケート調査をして、そこから目標地図を作るので皆さん何もしなくていいですよってことでしたらそれでいいのですが、もし

委員で統一していろいろなことをしていかなければならないのであれば、私たちがこの構想を理解できるようにしないと一般の農家の皆様に説明なんてできませんよ。だからこの構想が何なのかを教えてくださいたいんです。

議 長

古藤局長。

古藤局長

おっしゃるとおりですが、この構想をすべて説明するとなるとかなり難しいものがあります。一応年間で1,800時間の労働時間と400万円の所得という目標があって、集積率を最終的には90%までもっていきたいという構想はありますけれど、果たしてこの経営目標が正しいかどうかですとか、正直これを読んではいますが、詳細まで理解しているのかと言われますとわからないところがあります。農業委員の皆様はこれを理解して農家の皆様への説明等の活動をしていただくのは大変難しいところがありますが、市が掲げる理想の経営体はこういうものなのだとということをご理解いただいた中で、聞かれたら、今後こういうものがあるんだけど、そのうえで農業経営はどうされますかということをお願いできればと思います。以上です。

議 長

農業委員5番関委員。

5番関委員

であれば、私たちは出し手の方に今後の動向をお聞きすればよろしいんですね。この指標というのはあくまで受け手側について定めているものであって、出し手に関してはまた別で、自分の農業経営をどうしていきたいというところをきちっと収集すればいいという認識でよろしいでしょうか。

議 長

古藤局長。

古藤局長

おっしゃる通りで、基本的には出し手の意見を重要視しますがけれども、当然耕作者の意見も聞いてお互いの意見を聞いた中で、今後この地域はこの方を中心にやっていきたいですとか、農地を貸したい人がこれだけいるのでこの方

にお願いするのはどうですかとか、そういったところについて決めていきたいと思っています。

議 長

関委員、それでよろしいでしょうか。

確かにこの構想を理解しきるのは難しい話ですが、これは法律といいますか、条例でもって決められていることであり、また、今回の協議に上がっているのはその中の文言の訂正というところですので、必ずしもこの構想が頭に入っていないといけないというわけではありませんので、ご理解をいただきたいと思います。

それでは、質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。協議第3号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の見直しについては原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、協議第3号は原案のとおり承認されました。

議 長

農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想という部分でいうと、これは市で決めただけでなく、国からいろいろな経営基盤強化促進法ですとか、我々が関連するところでいうと農業委員会法、農地法といったいろいろな法律があります。初めてここで耳にした皆様にしても、長くかかわっている我々にしてもわからないところがたくさんあります。勉強不足なところもあるかもしれません。ですが、新人の皆様におかれましては、これから新任研修などで様々な情報提供があると思いますので、それを受け取った中で今後どうしていくかを皆様方に決めていただきたいと思っています。

日程 31 その他

議 長

日程 31 その他ですが、皆様方から何かございますでしょうか。農業委員 16 番高橋宏委員。

16 番高橋委員

農地特別委員会より農地パトロールについて連絡いたします。

8月に第1回農地パトロールが予定されております。皆様のところに書面が行っているかと思いますが、今回は地域別ということで日程を調整させていただいております。28日から31日までの間で日程が割り振られているかと思えますので、それぞれご出席をよろしく願いいたします。

初めてだとわからないこともあるかと思いますが、同じ地区の委員さんと情報交換をしながら行っていただきたいと思えます。以上です。

議 長

高橋委員、ありがとうございました。

他にございますでしょうか。農業委員 13 番篠田委員。

13 番篠田委員

幹事会よりお知らせいたします。

- ・南魚沼市農業委員会親睦会会計規約について
- ・慶弔見舞金について
- ・視察研修の積み立てについて
- ・年間の行事予定について

以上です。

議 長

先ほどの報告について質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、篠田委員ありがとうございました。

ではここで、休憩中に行われた役員会の話し合いの結果について報告したいと思いますので、暫時休憩とし、全員協議会を開催します。

(15 時 15 分休憩)

議 長

引き続き議事を再開いたします。

(15 時 40 分再開)

議 長

その他ですが、他にありますでしょうか。無いようでしたら、本日の総会はこれで終了させていただきます。

(15 時 40 分閉会)

上記、会議の次第は書記が記載したものであるが、その内容は真正であることを確認して、ここに署名する。

令和 5年 9月 25日

南魚沼市農業委員会会長

並木 孝夫

会議録署名委員

青木 日出男

会議録署名委員

田邊 浩
